

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 8月20日

【会社名】 株式会社エボラブルアジア

【英訳名】 Evolvable Asia Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉村 英毅

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕二丁目 5番 1号

【電話番号】 03-3431-6191（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 C F O 柴田 裕亮

【最寄りの連絡場所】 東京都港区愛宕二丁目 5番 1号

【電話番号】 03-3431-6191（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 C F O 柴田 裕亮

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 43,644,900円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 4,429,338,900円
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年8月14日付をもって提出した有価証券届出書及び同年8月20日をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、新株予約権の募集条件、その他新株予約権発行に関し必要な事項が平成30年8月20日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

<訂正前>

発行数	1,767個
発行価額の総額	43,644,900円 (本届出書提出日現在における見込額であり、本新株予約権1個当たりの発行価額に1,767を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権1個当たり24,700円(本新株予約権の目的である株式1株当たり24.7円)とするが、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める平成30年8月20日から平成30年8月22日までのいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に定める方法と同様の方法で算定された結果が24,700円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成30年9月6日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社エポラブルアジア 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー19階
払込期日	平成30年9月6日
割当日	平成30年9月6日
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 赤坂支店

(注) 1. 株式会社エポラブルアジア第13回新株予約権(第三者割当て)(以下「本新株予約権」といいます。)は、平成30年8月14日(以下「発行決議日」といいます。)開催の当社取締役会にて発行を決議しております。

(後略)

<訂正後>

発行数	1,767個
発行価額の総額	43,644,900円
発行価格	本新株予約権1個当たり24,700円(本新株予約権の目的である株式1株当たり24.7円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成30年9月6日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社エポラブルアジア 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー19階
払込期日	平成30年9月6日
割当日	平成30年9月6日

払込取扱場所	株式会社りそな銀行 赤坂支店
--------	----------------

(注) 1. 株式会社エポラブルアジア第13回新株予約権(第三者割当て)(以下「本新株予約権」といいます。)は、平成30年8月14日(以下「発行決議日」といいます。)開催の当社取締役会及び平成30年8月20日(月)(以下「条件決定日」という。)付の当社取締役会にて発行を決議しております。

(2) 【新株予約権の内容等】

<訂正前>

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,767,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げる。)が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)の水準によって、以下のとおり決定される。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 条件決定基準株価が2,629円以上である場合 1,578円とする。但し、条件決定基準株価の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が1,578円を上回る場合、下限行使価額は、当該50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。 (2) 条件決定基準株価が2,629円を下回る場合 条件決定基準株価の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。但し、当該金額が、1,315円を下回る場合には、下限行使価額は、1,315円とする。 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は1,767,000株(平成30年6月30日現在の発行済株式総数に対する割合は10.19%、割当株式数は1,000株で確定している。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：2,367,249,900円(但し、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額のうち、最も低い金額である1,315円を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
---------------------------------	--

(中略)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、条件決定日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「条件決定基準株価」という。)と同額とする。 2 行使価額の修正 別記「(2)新株予約権の内容等(注)」欄第6項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。以下同じ。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。 「下限行使価額」は、条件決定基準株価の水準によって、以下のとおり決定され、本欄第3項の規定を準用して調整される。 条件決定基準株価が2,629円以上である場合
-----------------------	---

1,578円とする。但し、条件決定基準株価の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が1,578円を上回る場合、下限行使価額は、当該50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。

条件決定基準株価が2,629円を下回る場合

条件決定基準株価の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。但し、当該金額が、1,315円を下回る場合には、下限行使価額は、1,315円とする。

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

4,689,087,900円(本届出書提出日現在における見込額である。)

別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。

(後略)

<訂正後>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,767,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- 2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げる。)が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。
- 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。
- 4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、1,490円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。
- 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は1,767,000株(平成30年6月30日現在の発行済株式総数に対する割合は10.19%、割当株式数は1,000株で確定している。)
- 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：2,676,474,900円(但し、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額のうち、最も低い金額である1,315円を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- 7 本新株予約権には、当社取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。

(中略)

新株予約権の行使時の払込金額

- 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初2,482円とする。
- 2 行使価額の修正

別記「(2)新株予約権の内容等(注)」欄第6項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,490円(以下「下限行使価額」といい、本欄第3項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

(中略)

新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額	4,429,338,900円(本届出書提出日現在における見込額である。) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正 又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を 消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
---	---

(後略)

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,689,087,900	7,500,000	4,681,587,900

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(43,644,900円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(4,645,443,000円)を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の払込金額の総額の算定に用いた金額は、発行決議日の直前取引日の終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の払込金額の総額は、条件決定日に決定されます。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額については、発行決議日の直前取引日の終値を当初行使価額であると仮定し、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
5. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

<訂正後>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,429,338,900	7,500,000	4,421,838,900

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(43,644,900円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(4,385,694,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額については、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(注) 2. の全文削除及び3.、4.及び5.の番号変更

(2) 【手取金の使途】

<訂正前>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
戦略的な大型M&Aの実施	3,745	平成30年9月 ～平成32年7月
当社ブランド「エアトリ」を中心とした認知度向上及び顧客獲得を目的とするブランディングコスト	936	平成30年9月 ～平成32年7月

(後略)

<訂正後>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
戦略的な大型M&Aの実施	3,537	平成30年9月 ～平成32年7月
当社ブランド「エアトリ」を中心とした認知度向上及び顧客獲得を目的とするブランディングコスト	884	平成30年9月 ～平成32年7月

(後略)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<訂正前>

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、平成30年9月期第3四半期決算短信及び当社の子会社である株式会社エアトリステイとAirbnb, Inc.との間における資本提携を公表しております。仮にこれらの公表により株価の上昇が生じる場合には、本新株予約権の発行に直接付随するものではない事由による株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

上記想定に基づき、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人)に依頼しました。当該算定機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社が継続的に行使指定を行うこと、当社からの通知による取得が行われないこと、割当予定先は当社からの行使指定に応じて市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること等を含みます。)を置き本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した発行決議日時点の評価額24,700円を参考として、割当予定先との協議を経て、発行決議日時点の本新株予約権1個の払込金額を同額である金24,700円としました。

なお、当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社監査役全員も、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

<訂正後>

当社は、本新株予約権の発行決議日付で、平成30年9月期第3四半期決算短信及び当社の子会社である株式会社エアトリステイとAirbnb, Inc.との間における資本提携を公表しております。仮にこれらの公表により株価の上昇が生じる場合には、本新株予約権の発行に直接付随するものではない事由による株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定しました。

上記に基づき、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人)に依頼しました。当該算定機関は、両時点の本新株予約権の価値について、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社が継続的に行使指定を行うこと、当社からの通知による取得が行われないこと、割当予定先は当社からの行使指定に応じて市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること等を含みます。)を置き本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した発行決議日時点の評価額24,700円を参考として、割当予定

先との協議を経て、発行決議日時点の本新株予約権 1 個の払込金額を同額である金24,700円としました。

また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本日(平成30年8月20日)を条件決定日としたところ、本日(条件決定日)時点の本新株予約権 1 個当たりの評価額は、23,000円と算定され、当社はこれを参考として本日(条件決定日)時点の本新株予約権 1 個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となる金23,000円と決定しました。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権 1 個当たりの払込金額を金24,700円と決定しました。

当社監査役全員も、当該算定機関は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、当該算定機関による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して当該算定機関から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は当該算定機関によって算出された評価額の上限額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でなく、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。